

西宮市ひょうご保育料軽減助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県が実施するひょうご保育料軽減事業実施要綱に基づき、利用者負担額の一部について助成することにより、子育てにかかる経済的負担を軽減し、もって子育て環境の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する特定教育・保育、特別利用教育、特別利用保育、特定地域型保育又は特例保育をいう。
- (2) 満三歳未満保育認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第4条第2項柱書に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。
- (3) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (4) 保護者 対象子どもの利用者負担額を納入する義務を負う者及びその者と同一の世帯に属する者をいう。
- (5) 第1子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。))のうち、年長の子どもから順に1人目の者をいう。
- (6) 第2子 保護者と生計を一にする子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者を除く。))のうち、年長の子どもから順に2人目の者をいう。
- (7) 対象子ども 教育・保育を利用する満三歳未満保育認定子ども。ただし、教育・保育給付認定保護者が施行令第4条第2項第8号に該当する場合の当該満三歳未満保育認定子ども、及び施行令の規定に基づき複数の子どもがいること又は要保護者等に該当することによる優遇措置を受けている子どもを除く。
- (8) 利用者負担額 西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則（平成27年西宮市規則第72号。以下「規則」という。）で定める額。
- (9) 市町村民税所得割額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の規定による所得割をいう。ただし、同法第328条の規定による退職所得等に係る所得割を除く。

(助成額)

第3条 助成金の額は、別表1に定める。

(所得制限)

第4条 保護者の所得が別表2に定める額以上となる場合には、利用者負担額の助成の対象としないものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、ひょうご保育料軽減事業申請書を、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 前条に規定する申請に基づき、市長が、助成金の交付を適当と認めた場合は、当該年度における助成金を保護者に交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(多子世帯に対する保育料軽減事業補助金交付要綱及び西宮市多子世帯保育料軽減助成事業実施要綱の廃止)

第2条 多子世帯に対する保育料軽減事業補助金交付要綱及び西宮市多子世帯保育料軽減助成事業実施要綱(以下「27年度要綱」という。)は、廃止する。

(27年度要綱の廃止に関する経過措置)

第3条 本則第2条第7号の規定にかかわらず、施行令に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている第3子以降の子ども(平成27年度から継続して教育・保育を利用しており、27年度要綱の対象子どもに該当する子どもに限る。)に係る利用者負担額軽減助成事業の実施については、平成28年度中に限り、次に定めるところによる。

(2) 本条において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

ア 第3子 満18歳未満の子ども(ただし、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間を含む。)のうち、年長の子どもから順に3人目の者をいう。

イ 対象子ども 教育・保育を利用する支給認定子どものうち、第3子以降の者をいう。ただし、平成27年度にこの事業の第3子以降の対象子どもであって、施行令の規定に基づく複数の子どもがいることによる優遇措置を受けている子どもとする。

(3) 助成金の額は、別表1に定める。

(4) 保護者の所得が別表3に定める額を超える場合には、利用者負担額の軽減の対象としないものとする。

(5) 助成金の交付を受けようとする保護者は、ひょうご保育料軽減事業申請書を、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(6) 前項に規定する申請に基づき、市長が、助成金の交付を適当と認めた場合は、当該年度における助成金を保護者に交付するものとする。

(7) 本条に定めるもののほか、27年度要綱の廃止に関する経過措置の実施に当たり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

区分	補助基本額
第1子	対象子ども1人につき、保育料の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。 ただし、保育料の1/2と補助基準額10,000円の低い方を上限とする。
第2子以降	対象子ども1人につき、保育料の月額5,000円を超える額（100円未満の端数切り捨て）。 ただし、保育料の1/2と補助基準額15,000円の低い方を上限とする。

別表2（第4条関係）

区分	軽減の対象としない保護者の所得
ア 第1子の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 57,700円
イ 第2子以降の対象子ども ただし、ウに該当する子どもを除く	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 155,500円
ウ 規則第22条に掲げる第2子以降の対象子ども	対象子どもが教育・保育を利用した月の属する年度（教育・保育を利用した月が4月から8月までの間である場合にあっては、その前年度）について課された市町村民税所得割額（※）を合算した額 169,000円

※ 市町村民税所得割は、規則の規定に基づいて算定するものとする。